

# 介護情報基盤開始に向けた ケアプランデータ連携システムの利用促進

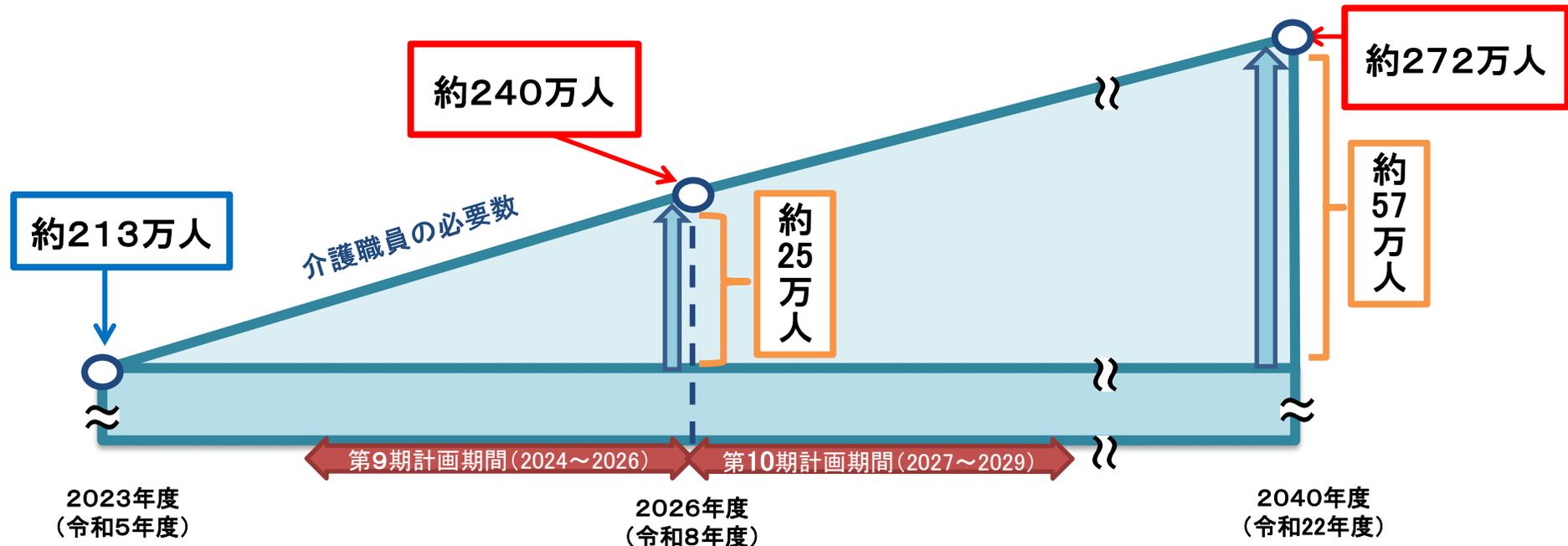
厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

令和8年1月

## 第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
  - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
  - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

# 総合的な介護人材確保対策（主な取組）

## 介護職員の 処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
  - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
  - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

## 多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

## 離職防止 定着促進 生産性向上

- **介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進**
- **令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）**
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- **生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置**
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

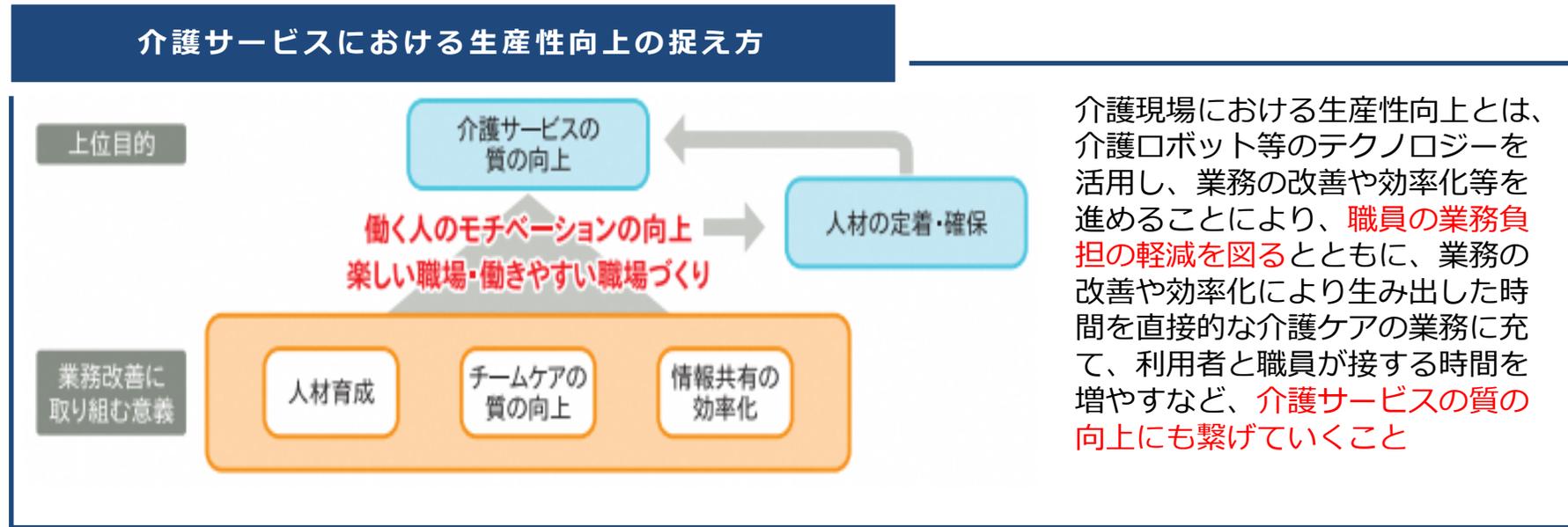
## 介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

## 外国人材の受入 れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

# 介護現場における生産性向上（業務改善）の捉え方と生産性向上ガイドライン



介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、**職員の業務負担の軽減を図るとともに**、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者職員が接する時間を増やすなど、**介護サービスの質の向上にも繋げていくこと**

## 生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上（業務改善）に取り組むための指針としてガイドラインを作成。
  - より良い職場・サービスのために今日からできること（自治体向け、施設・事業所向け）
  - 介護の価値向上につながる職場の作り方（居宅サービス分）
  - 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き（医療系サービス分）



【介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン】  
厚生労働省ホームページ：上記QRコードよりアクセス可

# より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き） （介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

## ① 職場環境の整備

取組前

取組後



## ② 業務の明確化と役割分担 (1) 業務全体の流れを再構築

介護職の業務が  
明確化されて  
いない

業務を明確化し、  
適切な役割分担を  
行いケアの質を向上



## ② 業務の明確化と役割分担 (2) テクノロジーの活用

職員の心理的  
負担が大きい

職員の心理的  
負担を軽減



## ③ 手順書の作成

職員によって異なる  
申し送り

申し送りを  
標準化



## ④ 記録・報告様式の工夫

帳票に  
何度も転記

タブレット端末や  
スマートフォンによる  
データ入力（音声入  
力含む）とデータ共有



## ⑤ 情報共有の工夫

活動している  
職員に対して  
それぞれ指示

インカムを利用した  
タイムリーな  
情報共有



## ⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方に  
ブレがある

教育内容と  
指導方法を統一



## ⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな  
事態が起こると  
職員が自身で  
判断できない

組織の理念や行動  
指針に基づいた  
自律的な行動

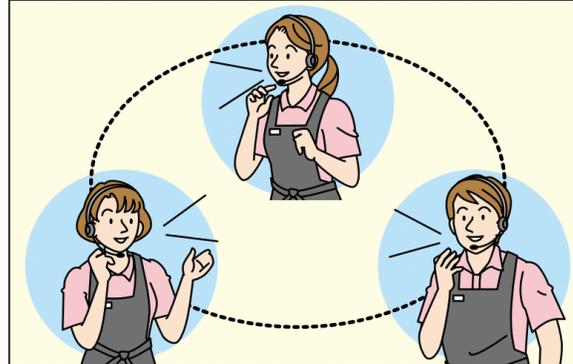


# 介護分野におけるテクノロジーの活用例

スマートフォンを活用した記録・入力の省力化



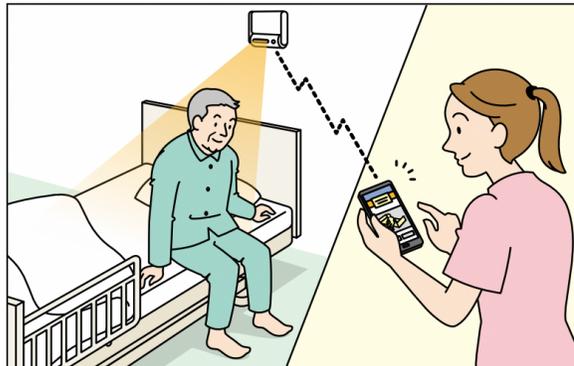
インカムを活用したコミュニケーションの効率化



移乗支援機器を活用した従事者の負担軽減



センサーを活用した見守りによる省力化・ケアの質向上



センサーを活用した排泄予測による省力化・ケアの質向上



情報の収集・蓄積・活用の円滑化によるケアの質向上



# 介護現場の生産性向上を支える組織づくりとデジタル人材の育成支援

## 生産性向上セミナー

組織(経営層・職員)向け  
生産性向上啓発と改善手法学習

### 令和6年度申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
500	396	104

### フォローアップセミナー(R2~)

- ・介護事業所組織単位での参加
- ・ケーススタディを通じて改善取組実践力養成
- ・3日(2-3時間) Webグループワーク×6回
- ・各自事業所の改善計画作成を伴走支援

### 令和6年度申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
4,700	3,525	1,175

### ビギナーセミナー(R2~)

- ・介護事業所経営者・介護職員向け
- ・ガイドラインを参考に改善取組手法学習
- ・1日(2時間) Web講義×6回

### 令和6年度参加状況

参加者	事例 発表数	出展 企業数
4,232	20	37

### 生産性向上推進フォーラム(H30~)

- ・生産性向上の機運を盛り上げる目的
- ・事業所による取組報告、機器展示等
- ・1日(4時間30分) ハイブリッド開催

#### 《参加者の声》

- ・小さい取組からでも生産性向上につながる事が判った
- ・継続していくことが大事だと感じた
- ・改善で直接的ケアの時間が増えた
- ・改善効果の見える化・検証方法など更に論理的に学びたい



## デジタル中核人材育成

介護テクノロジー導入・活用  
を主導できる人材の養成

### デジタル中核人材育成研修(R6~)

- ・介護事業所推薦や本人希望のある介護職員向け
- ・改善手法/科学的介護/介護テクノロジー/リーダーシップ/マネジメントを学習
- ・eラーニング+3日間のグループワークと実演+課題学習
- ・令和6年度は、1,656人養成(令和5年試行時は574人)
- ・各自事業所の介護ロボット・ICT導入計画作成を伴走支援



介護ロボット・  
ICT導入計画

#### 《参加者の声》

- ・長期的な計画が必要であり、他職員にも是非受講してもらいたい
- ・テクノロジーに不慣れな職員への支援も講師の対応を参考にしたい
- ・現場で生産性向上を実現するのは職員一人一人なのだど理解できた
- ・テクノロジー導入後の問題点が共有でき改善策のヒントが得られた

### デジタル中核人材養成手法確立

#### (手引き/標準プログラム 令和6年度作成)

- ・デジタル中核人材のスキル要件や能力要件を定義
- ・自治体や介護事業所がデジタル中核人材を育成する際の参考を提示

【デジタル中核人材養成研修手引き】厚生労働省HPに掲載中



# (参考) 令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰 受賞事業所一覧

## ○内閣総理大臣表彰

都道府県	法人	介護サービス事業所・施設等 (名称)
茨城県	社会福祉法人北養会	特別養護老人ホームもくせい
神奈川県	株式会社トライドマネジメント	トライドケアマネジメント

## ○厚生労働大臣表彰優良賞「施設・居住サービス部門」

都道府県	法人	介護サービス事業所・施設等 (名称)
岡山県	社会福祉法人敬友会	ケアハウスあおさぎ
徳島県	社会医療法人養生園	リハビリセンターグリーン TAOKA
愛媛県	社会福祉法人白寿会	特別養護老人ホームサンシティ北条
鹿児島県	社会福祉法人聖隷福祉事業団	奄美佳南園

## ○厚生労働大臣表彰優良賞「居宅サービス部門」

都道府県	法人	介護サービス事業所・施設等 (名称)
愛知県	株式会社福祉の里	福祉の里尾張営業所



### トライドケアマネジメント

住宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、  
システムで完結できる仕組みです。

法人名	株式会社トライドマネジメント
サービス種別	居宅介護支援
所在地	神奈川県横浜市
利用者数	380名
従業員数	14名(常勤11名/非常勤3名)

**内閣総理大臣表彰**

ケアプランデータ連携システムの  
運用方法を事業者へ周知

**①生産性向上の取組**  
データ連携による効率化

紙文化に起因する非効率な業務プロセスが多く、ケアマネジャーが本来の業務に集中できていない状況であった。

令和5年4月～

取組の内容

- ✓ 給付管理やプラン交付業務の内容を精査
- ✓ ケアプランデータ連携システムの運用方法を検討すると同時に、導入前の段階から毎週の会議でデータ連携のメリット等を職員に説明するなど、チームの意識の一体化を進めた。
- ✓ データ連携システムの活用のためにルールを設け、徹底されるようサポートを行った。
- ✓ その他、事業者への周知活動や、普及推進のための取材・セミナー活動を実施

取組前後の成果指標

提供票(紙)の枚数	2,100枚 → 1,350枚/月
提供票のFAX時間	4.75時間 → 2.75時間/月
データ連携事業所数	0事業所 → 35事業所

負担軽減・満足度指標

ケアマネジャー1人あたり平均要介護者数 ※2 34.5名(R4) → 43.7名(R6)

平均年収 ※3 427万円(R4) → 491万円(R6)

**②職員の待遇改善に係る取組**  
事務員のケアマネ業務代行と賃上げ

事務業務の効率化と、ケアマネジャーが本来業務に専念する環境づくりが必要であった。そのため事務員の役割拡張も求められていた。

令和5年4月～

取組の内容

- ✓ まず、事務員の業務を精査し、事務員とケアマネジャーの業務の役割分担を段階的に進めた。
- ✓ 事務員に対し、ケアマネジメントプロセスを学ぶ勉強会を実施
- ✓ 報酬改定Q&A等を参考に、ケアマネと事務員で定期的なミーティングを開催。役割分担について継続して検討
- ✓ プラン件数増を見込み、賃金アップを実施

有給休暇取得率 ※1

74%(R4)	→	83%(R5)
---------	---	---------

**③人材育成に係る取組**  
貢献度を図る評価制度の構築と運用

プラン件数等、数字のみの評価では組織内での貢献が評価されず、人的成長を促す仕組みが不足していた。

令和3年11月～

取組の内容

- ✓ 貢献度の評価シートを新たに作成。新規の担当に対する積極性など、7つほどの項目を設け、1項目につき5段階で評価。評価段階に応じて賞与額が決定される仕組みにした。
- ✓ 目標設定シートを用い、目的(何れまでしたいか)、目標(1年後にどうしたいか)、行動内容(その具体的な内容)の記載を促した。
- ✓ 年2回の面談にて、振り返り、賞与額の決定、目標設定シートの確認等を実施
- ✓ 外部講師による年1回のリーダー研修を開催

夏季平均賞与

約21万円(R4)	→	約32万円(R6)
-----------	---	-----------

※1 全職員の合計有給休暇取得日数/全職員の有給休暇付与数(非正規職員を含む) ※2 要介護のみ。役員や新入社員を除く  
※3 役員・新入社員除く。基本給や手当・賞与等すべての支給額を含む

※この他、厚生労働大臣表彰奨励賞を96事業所に授与。

8

# 協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策**を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、**積極的に発信**する。  
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

## ①「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- **よろず支援拠点**（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や**（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底**

## ②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
  - 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
  - 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
  - 役員の退職慰労金に関するルール<sup>※2</sup>の明確化（事務連絡の発出）
- ※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出  
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

## ③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

# 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

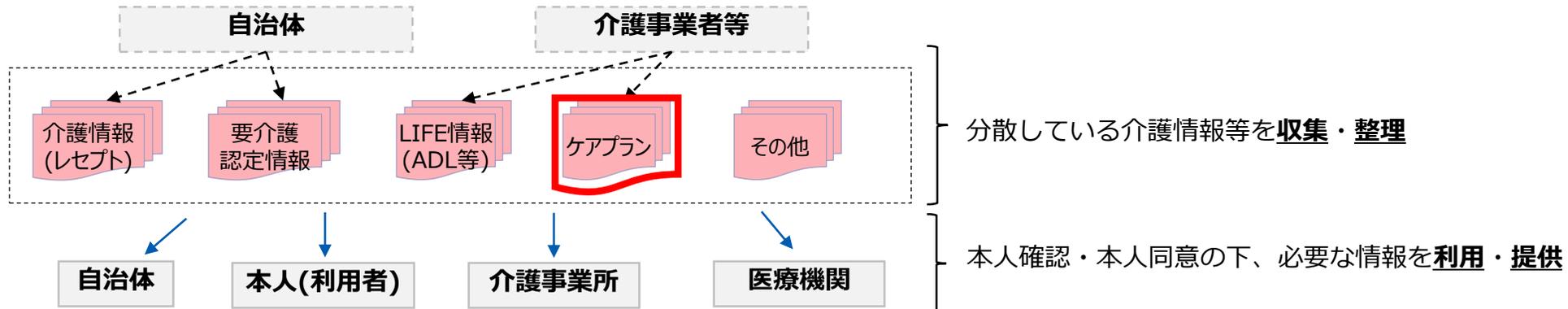
## 改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
  - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
  - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
  - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。  
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

## 改正の概要・施行期日

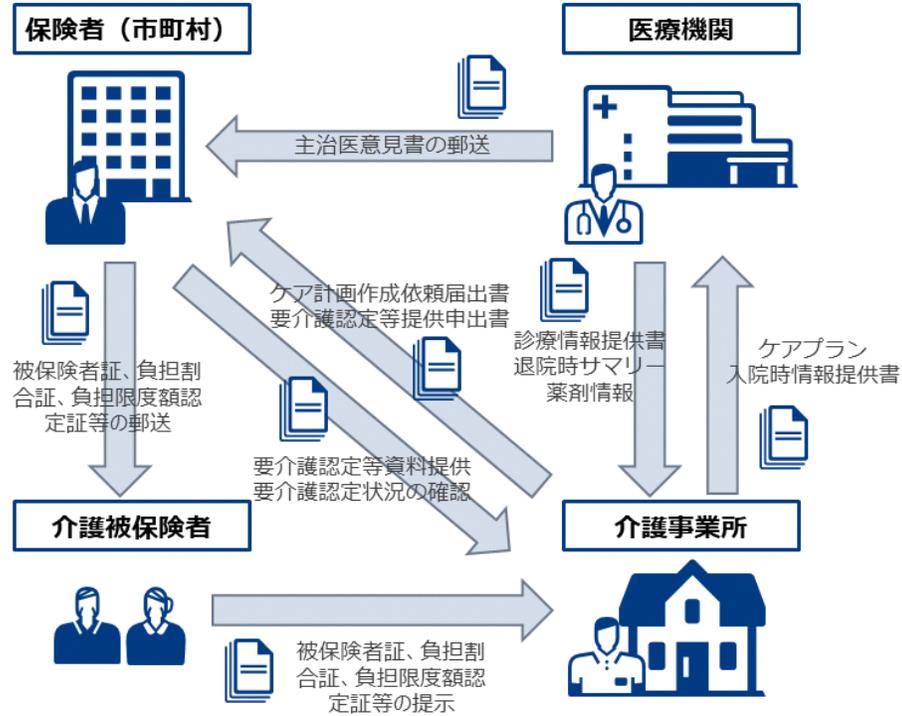
- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



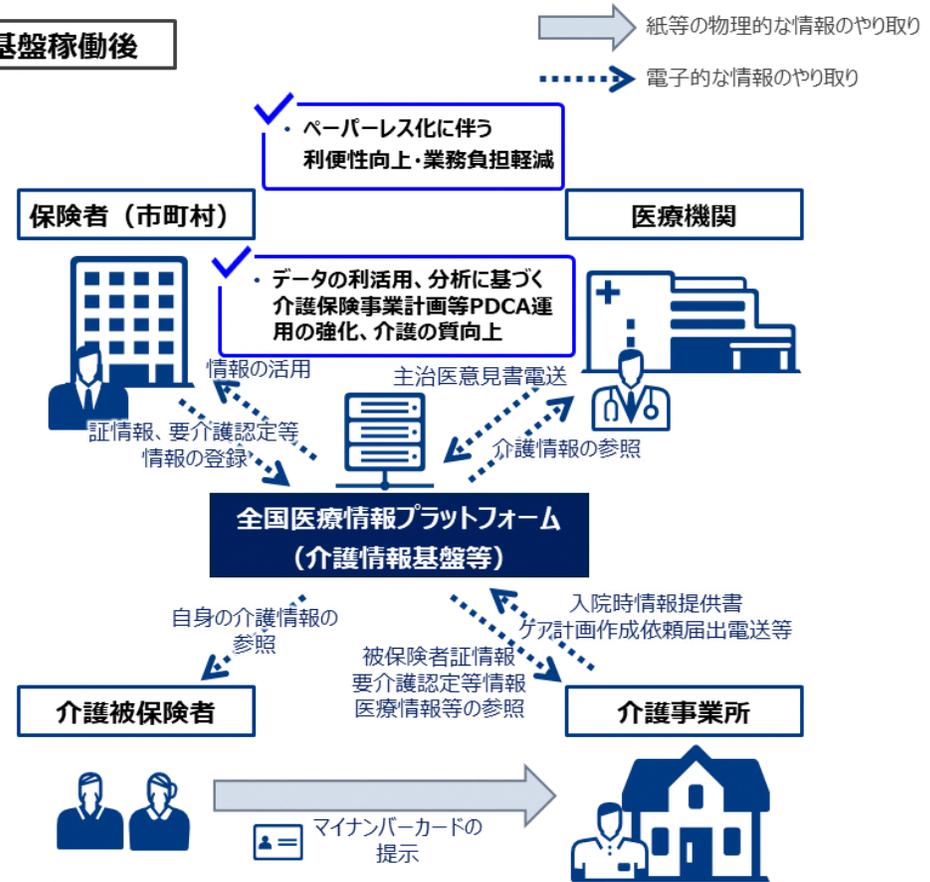
# 介護情報基盤の活用イメージ

## 現在



- ⚠️ 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

## 基盤稼働後



- ✓ パーパレス化に伴う  
利便性向上・業務負担軽減
- ✓ データの利活用、分析に基づく  
介護保険事業計画等PDCA運用の強化、介護の質向上
- ✓ 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- ✓ 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

# 介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ



- ・関係者間での要介護認定に必要な書類等のやりとりがスムーズになり、**要介護認定に要する期間が短縮**される。
- ・サービス利用時における複数の証の提示が簡素化されることで、**複数の証を管理・提示する負担が軽減**される。
- ・自身の介護情報を確認できるため主体的な介護サービスの選択等につながるとともに、事業所間や多職種間の連携が強化され、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、**介護サービスの質の向上が期待**できる。



保険者（市町村）

- ・要介護認定申請の進捗状況や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話や窓口での進捗状況の確認への対応や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報の窓口・郵送での提供が不要**となり、**業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減が可能**となる。
- ・主治医意見書について、医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となるため、**要介護認定事務の迅速化や文書管理コストの削減が可能**となる。



介護事業所・ケアマネジャー

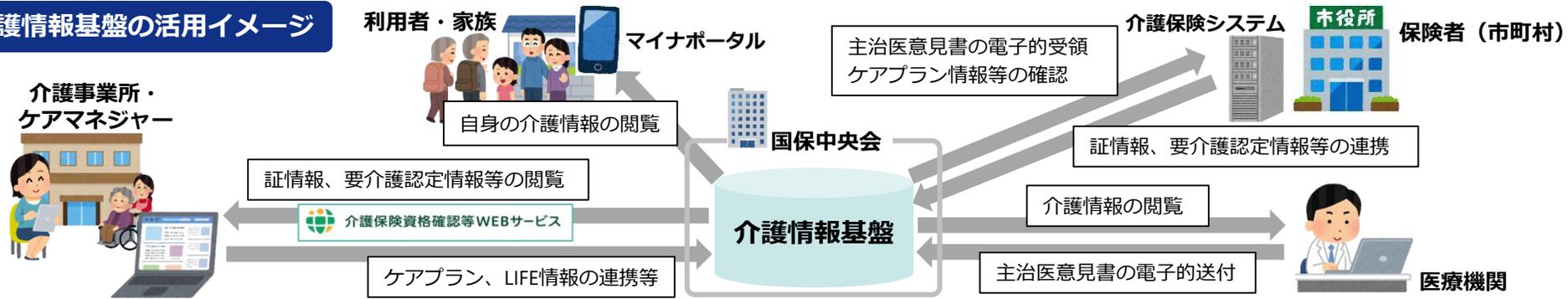
- ・要介護認定申請の進捗状況について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話等での問い合わせが不要**となり、**業務の効率化**につながる。
- ・ケアプラン作成に必要な要介護認定情報をケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**情報提供を市町村へ依頼する手続きや市町村窓口・郵送での受取が不要**となり、**迅速なケアプランの作成が可能**となる。
- ・電子による資格情報の確認が可能となることで、**サービス提供時の証の確認等にかかる業務負担が軽減**される。
- ・介護情報基盤を活用することで、利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する**介護サービスの質の向上が期待**できる。



医療機関

- ・**主治医意見書について、市町村への電子的提出が可能**となることで、**郵送が不要**となり、**業務負担が軽減**される。また、過去の主治医意見書の閲覧が可能となる。
- ・ケアプランやLIFE等の情報の活用により、**利用者の生活に関する情報や必要な医学的管理の情報の把握が可能**となる。

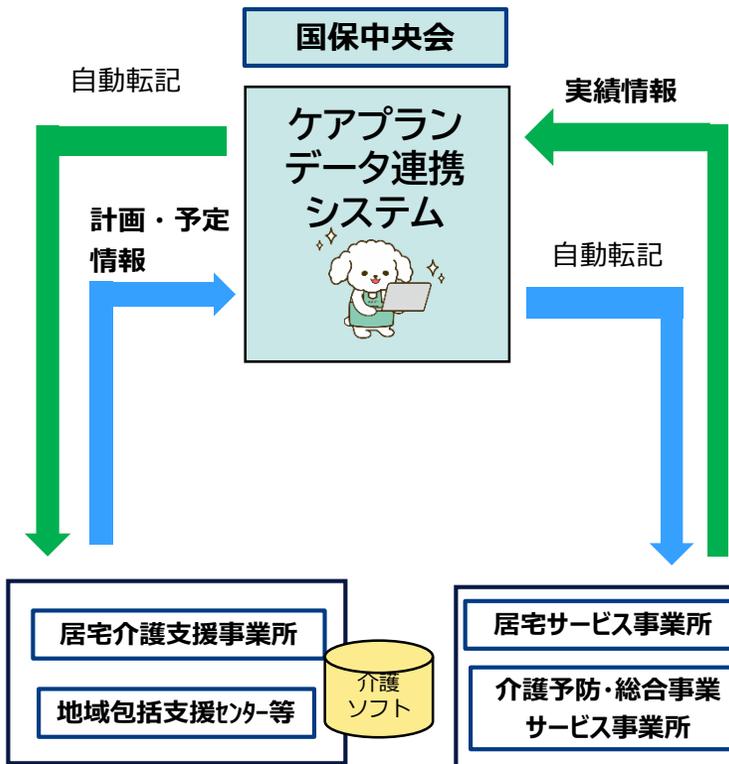
## 介護情報基盤の活用イメージ



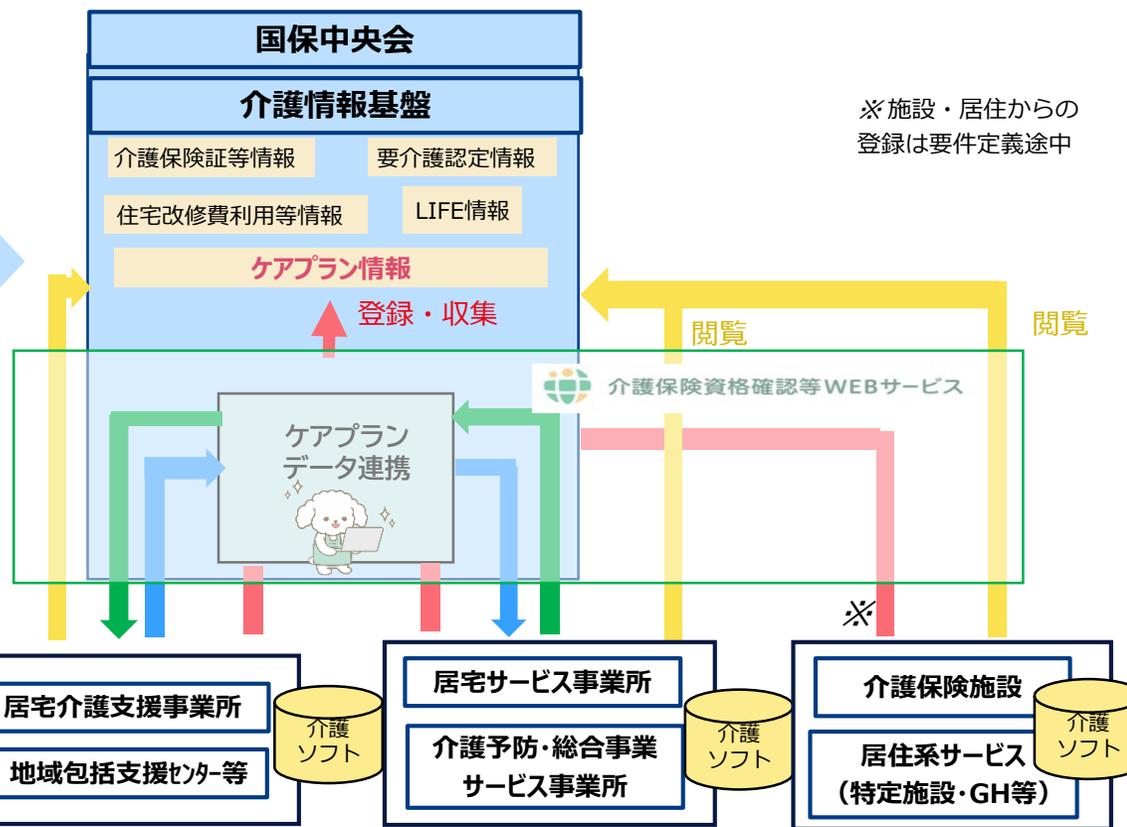
# 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

- 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか。

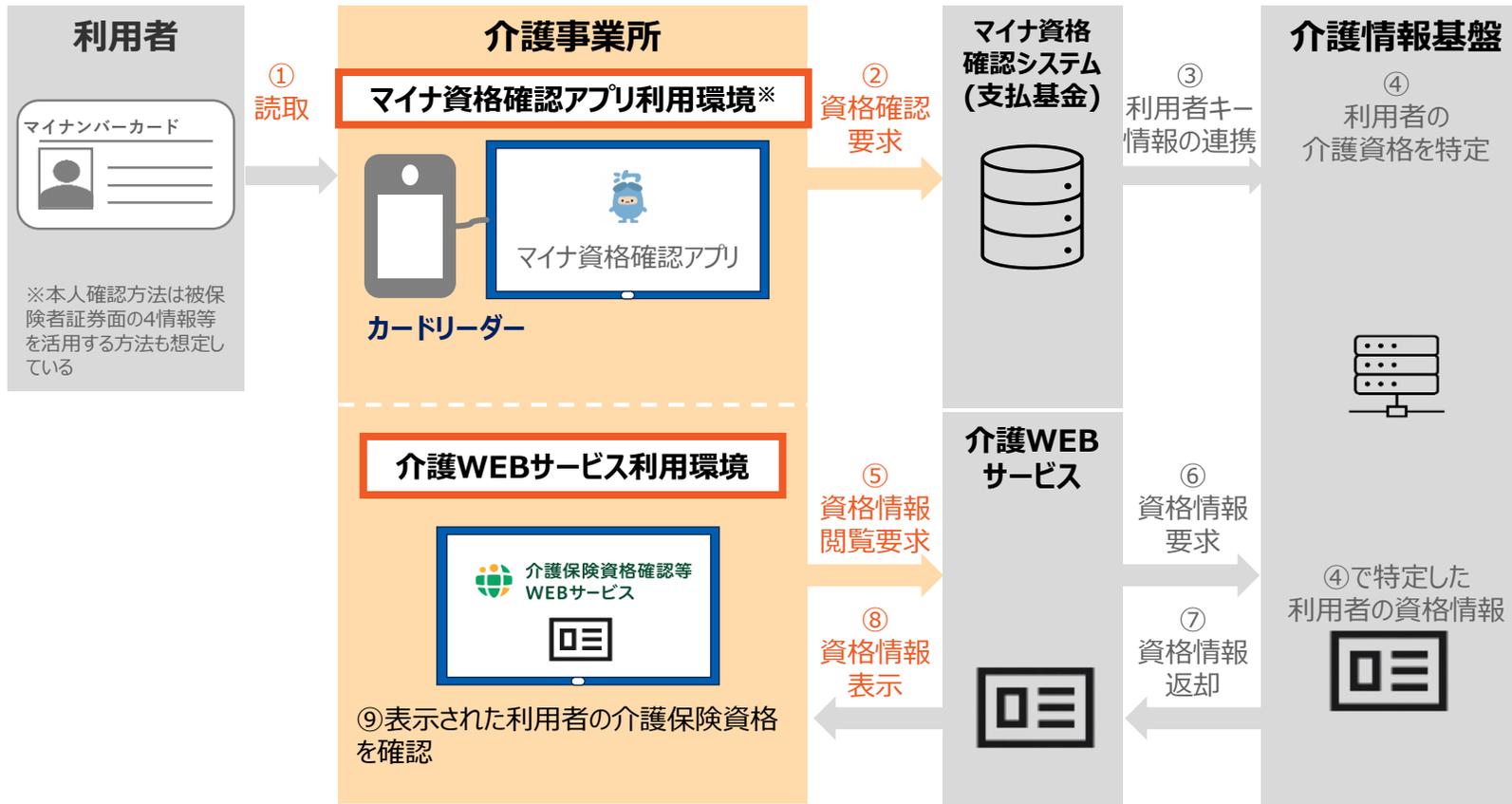
## 既存のケアプランデータ連携システム



## 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合



# 介護事業所が介護情報基盤を利用するイメージ



介護情報基盤のポータルサイトが開設されています。QRコードから確認してください。このポータルサイトは順次情報が拡充され、カードリーダー導入などに係わる助成金申請ができます。

\*QRコードは株式会社「ソルウェア」の登録商標です

導入支援

介護事業所や医療機関は

◇◇ \\ **助成金を活用することができます。** ◇◇

- カードリーダー購入費用
- 技術支援費用
- 主治医意見書作成システム改修費用

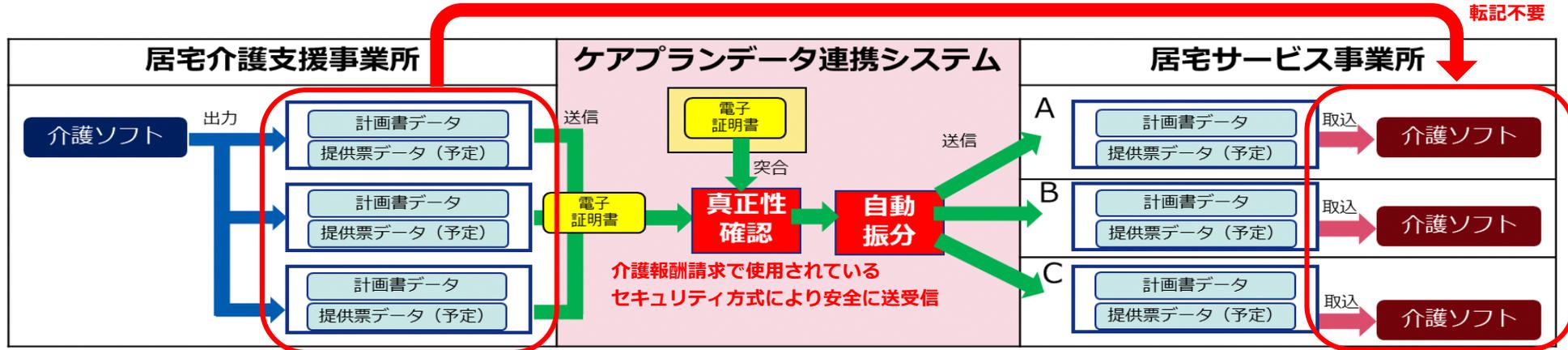
- 介護事業所等では、マイナ資格確認アプリを通してカードリーダーにて読み取りを行った利用者の介護情報を、介護WEBサービスで閲覧することができます※
- 介護事業所等にてマイナンバーカードを利用して利用者の介護情報を閲覧する場合は、マイナンバーカードの券面に表示されている顔写真と利用者本人を目視で確認する運用となります

今年度の助成金申請は3月上旬〆切  
来年度の助成金については未定です

# ケアプランデータ連携システムについて (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】 以下に加えて令和7年5月より地域包括支援センターと介護予防サービス・総合事業間の連携も可能に



※実績情報は逆の流れとなり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

## 期待される効果（居宅介護支援事業所の場合）

- FAX・郵便切手・紙不要による**事務経費の削減**
- データ自動反映に伴う転記不要で**「ミス」の削減・「時間」の効率化**
- 間接事務（FAX・封入・移送時間・紙処理）にかける**「時間」の削減**
- 従業者の間接事務負担軽減で**「心理的負担軽減」が可能**
- 従業者の残業削減・直行直帰可など**「ワークライフバランス」の改善**
- ケアマネジメントにかける時間増による**「従業者満足度」と「サービスの質」の向上**
- 逡減制緩和等加算やミス削減に伴う返戻減による事業所の**「経営力」の向上**



イメージキャラクター  
ケアプー



ヘルプデスク  
サポートサイト

# ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン



フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を**1年間無料**でご利用いただける**期間限定のキャンペーン**です。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

## キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日（予定）

無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

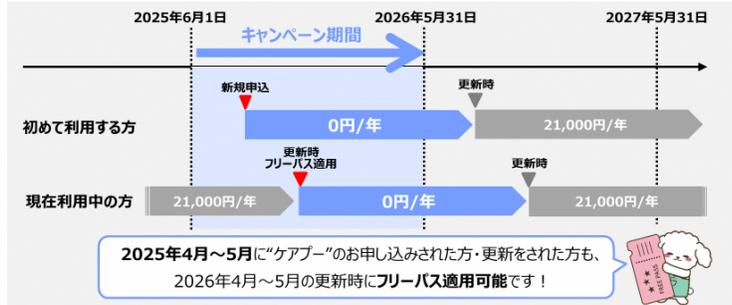
## ライセンス料

通常 21,000円/年 → **0円/年**

## 対象となる事業所

すべての介護事業所が対象です

初めて利用する方 ○ 現在利用中の方 ○ 一度ご利用をやめた方 ○



詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください

※特設ページは、3月14日(金)より公開

<https://www.careplan-renkei-support.jp>

ケアプラン ヘルプデスク

検索



フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト  
 TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）  
 サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。

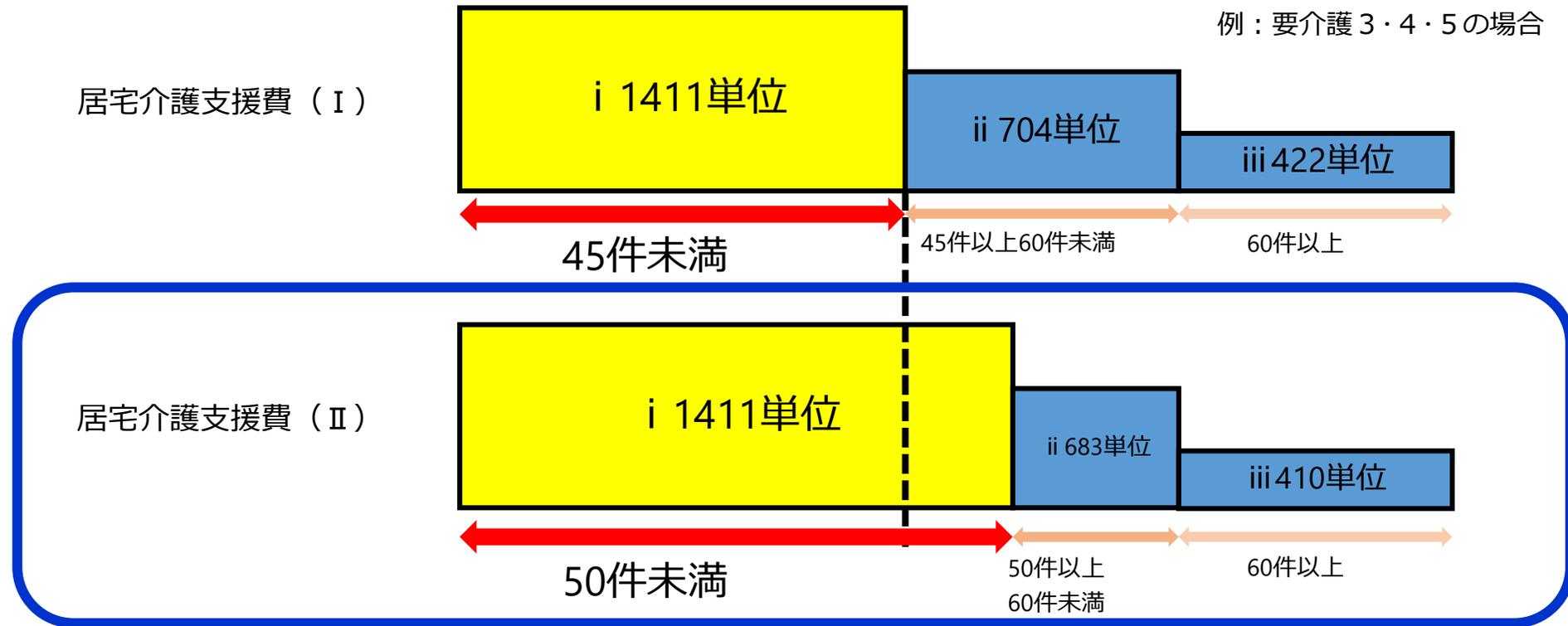
- **1年間フリーパスの配布期間**  
2025年6月1日～2026年5月31日
- **対象となる事業所**  
全ての介護事業所  
(初めて、利用中、再利用)
- **利用可能な機能**  
全ての機能



フリーパスキャンペーン特設サイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>

# 令和6年度介護報酬改定 介護支援専門員1人当たりの取扱件数



## 【算定要件】

- ケアプランデータ連携システムの利用（他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない）
- 事務員の配置（事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置）

# 「強い経済」を実現する総合経済対策

(令和7年11月21日閣議決定) (抄)

## 第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

### 第1節 生活の安全保障・物価高への対応

#### 2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

##### (1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

##### (医療・介護等支援パッケージ)

国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することが必要である。政府としては、これまで累次の支援策を講じたものの、依然として物価・賃金上昇の影響を受けている状況であることを踏まえ、令和8年度報酬改定については、他産業の状況も踏まえた賃上げや物価上昇を踏まえた適切な対応が求められており、医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改善につなげるため、その報酬改定の効果を前倒しすることが必要であるという認識に立ち、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。

(略)

介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、**報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。**また、**介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行う。**さらに、**ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。**

(略)

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
  - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
  - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
  - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

<p style="text-align: center;"><b>ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。</li> <li>・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。</li> </ul> <p>※いずれも半年分 <span style="float: right;">1,920億円</span></p>	<p style="text-align: center;"><b>イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。</li> </ul> <p>※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施 <span style="float: right;">510億円</span></p>
<p style="text-align: center;"><b>ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。</li> </ul> <p style="text-align: right;">220億円</p>	<p style="text-align: center;"><b>エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドウワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。</li> </ul> <p style="text-align: right;">71億円</p>

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援  
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
  - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
  - ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。
- (※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。  
 ア) 訪問、通所サービス等  
 → ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。  
 イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等  
 → 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

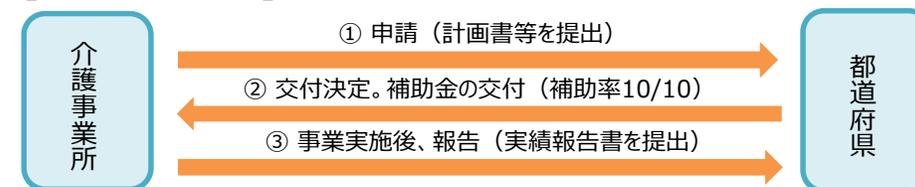
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③介護職員の職場環境改善の支援  
 ※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

施策名:ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に▲20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、生産年齢人口が減少していく中、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図っていく必要がある。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善を推進するため、介護事業所において介護テクノロジー等を導入する費用及び地域全体で導入する費用の補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善等の取組など協働化等の支援を行うとともに、経営改善の支援に係るモデル的な事業を実施する。あわせてこれらに要する都道府県等の伴走支援の強化等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護テクノロジー等の導入

- ・見守り機器・介護記録ソフト・インカムについては、業務時間削減効果が確認されているため集中的に支援。特に、小規模事業者も含めこれらのテクノロジーがより広く事業者へ普及するよう支援。そのため、介護テクノロジー等の導入にかかる費用を補助するとともに、導入等と一体的に実施する業務改善にかかる費用(※)を補助
- (※)介護記録ソフトの導入前後の定着を促進する費用やWi-Fi環境整備費用も含む。

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面的に生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2)小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善など協働化等の支援、経営改善支援モデル事業の実施

- ①人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援等に加え、福祉医療機構(WAM)による経営分析などを行うための費用を補助することにより、経営改善支援モデル事業を実施
- ②福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化を実施(事業スキーム：国 → WAM(実施主体)、運営費交付金の交付)

(3)都道府県等による伴走支援等の実施

- ・小規模事業所等に対するICT導入や協働化等の伴走支援等が着実に実施されるよう、必要な都道府県等の体制を整備

【事業スキーム】



【実施主体】

都道府県 (都道府県から市町村への補助も可)

【負担割合】

(1)①、(2)①・・・国・都道府県4/5、事業者1/5

(1)②、(3)・・・国・都道府県 10/10

※国と都道府県の負担割合は以下の通り

(1)①、(2)①・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10、(3)・・・国 10/10

⑤成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

# ケアプランデータ連携システムの導入が進んでいる市区町村一覧（12月）

（利用申請率累計％）

熊本県	高森町	100.00%
山形県	小国町	100.00%
福島県	浅川町	100.00%
熊本県	湯前町	100.00%
福島県	中島村	100.00%
福島県	鮫川村	100.00%
福島県	泉崎村	95.00%
青森県	野辺地町	94.40%
宮崎県	日之影町	94.10%
北海道	倶知安町	92.60%
青森県	六ヶ所村	90.00%
和歌山県	日高町	88.90%
北海道	共和町	88.90%
北海道	訓子府町	87.50%
群馬県	片品村	84.60%
北海道	新冠町	83.30%
宮崎県	五ヶ瀬町	81.80%
福島県	棚倉町	81.50%
宮崎県	高千穂町	80.00%
北海道	雨竜町	80.00%
福井県	美浜町	79.20%
熊本県	南阿蘇村	78.40%
和歌山県	由良町	77.80%
岩手県	遠野市	76.00%
京都府	宮津市	75.90%
北海道	ニセコ町	75.00%
熊本県	水上村	71.40%
福井県	大野市	70.10%
福島県	天栄村	68.80%
和歌山県	御坊市	67.40%

福島県	石川町	66.70%
福島県	楡葉町	66.70%
北海道	陸別町	66.70%
徳島県	佐那河内村	66.70%
石川県	川北町	66.70%
長野県	長和町	65.00%
福島県	鏡石町	64.70%
岩手県	金ヶ崎町	64.10%
岡山県	和気町	63.60%
熊本県	多良木町	60.90%
徳島県	上勝町	60.00%
岐阜県	下呂市	59.30%
和歌山県	美浜町	59.10%
静岡県	河津町	59.10%
宮崎県	木城町	59.10%
福島県	浪江町	58.30%
埼玉県	東秩父村	58.30%
北海道	中富良野町	57.10%
岐阜県	池田町	56.60%
福島県	平田村	55.60%
福島県	川内村	55.60%
福島県	矢吹町	53.80%
埼玉県	川島町	53.60%
山形県	天童市	51.90%
長野県	飯綱町	50.00%
鹿児島県	和泊町	50.00%
北海道	本別町	50.00%
群馬県	昭和村（群馬）	50.00%
千葉県	一宮町	50.00%

北海道	新十津川町	50.00%
北海道	置戸町	50.00%
北海道	留寿都村	50.00%
高知県	東洋町	50.00%
山梨県	道志村	50.00%
鳥取県	米子市	49.30%
熊本県	小国町（熊本）	48.40%
兵庫県	香美町	47.70%
茨城県	鉾田市	47.70%
新潟県	魚沼市	47.40%
北海道	木古内町	47.40%
大阪府	島本町	47.30%
鳥取県	三朝町	47.10%
福井県	坂井市	46.90%
北海道	真狩村	46.70%
宮城県	川崎町	46.70%
岐阜県	川辺町	46.20%
青森県	七戸町	45.90%
大分県	杵築市	45.20%
岐阜県	高山市	44.80%
京都府	八幡市	44.60%
岐阜県	飛騨市	44.60%
青森県	鶴田町	44.40%
群馬県	東吾妻町	44.40%
愛知県	東栄町	43.80%
山形県	山辺町	43.30%
和歌山県	日高川町	42.90%
宮崎県	都城市	42.60%
鳥取県	境港市	42.50%
香川県	坂出市	42.30%

富山県	立山町	41.90%
北海道	鷹栖町	41.70%
福島県	小野町	40.70%
滋賀県	守山市	40.60%
大分県	中津市	39.70%
山形県	上山市	39.70%
兵庫県	猪名川町	39.50%
和歌山県	みなべ町	39.30%
青森県	三戸町	39.10%
滋賀県	野洲市	38.80%
福島県	須賀川市	38.10%
山形県	三川町	37.50%
長野県	高山村（長野）	37.50%
北海道	西興部村	37.50%
福井県	敦賀市	37.10%
山形県	最上町	37.00%
山形県	長井市	36.90%
東京都	武蔵野市	36.70%
山形県	鶴岡市	36.40%
鳥取県	北栄町	35.70%
京都府	舞鶴市	35.70%
三重県	東員町	35.10%
京都府	福知山市	35.10%
長野県	御代田町	34.80%
石川県	中能登町	34.80%
鹿児島県	西之表市	34.50%
熊本県	山鹿市	34.30%
福井県	鯖江市	34.30%
静岡県	小山町	34.30%
千葉県	東金市	34.10%

利用率が高い市区町村は①自治体からの積極的な利用働きかけ、②補助金等を活用、③ケアプランデータ連携システム導入研修実施など、周知活動に加えて何等かの取組を行っている

# ケアプランデータ連携システムを活用している事業所が行った工夫

- 法人内部・事業所内での利用説明会開催
- ケアプランデータ連携システムを活用したデータの送受信のタイミング、担当、システム確認のタイミングを決めた
  - ケアマネ事業所
    - ・全ケアマネジャーの予定情報の入力期限を決めた
    - ・報酬請求同様、事務員または管理者の業務に位置づけた
    - ・手順書を作成した
  - サービス事業所
    - ・ケアの記録を入力する期限を明確にした
    - ・月次の報告書やモニタリング等に関する文書についてもPDF等のファイル添付機能を活用して送ることにした



厚生労働省HPのQRコード

\*QRコードは  
(株)デンソーウェーブ  
の登録商標です

## 業務フローの見直し例

- まずは事務職員の方でケアプランデータ連携システムの導入の準備や操作を行い、それが慣れた段階で、事業所内の他のケアマネジャーにも使い方等を伝授し、ケアマネジャー側でも操作が可能になるように工夫した。
- ケアプランデータ連携システムの導入の説明のため、法人内の説明会や、法人本部からの各事業所への個別説明等を行った。
- ケアプランデータ連携システムを活用したデータの送受信のタイミング、担当、システム確認のタイミングを決めた。
  - ▶ 居宅介護支援事業所内では予定の送信日を決めているため、それまでに担当ケアマネジャーが作成した分を管理者がまとめて出力して送っている。実績の修正についても、紙とも併用しながらデータ連携で送っていただくこともあった。サービス事業所は拠点の相談員が送受信を担当していることが多い。
  - ▶ システムの導入準備は管理者兼相談員が行い、管理者兼相談員の操作に抜け漏れがないか、他の相談員の方で確認している。

# 介護事業所の取組 ～ 令和7年3月生産性向上推進フォーラム登壇事業所



**Tried Management, Inc.**  
トライドケアマネジメント

居宅介護支援事業所  
神奈川県横浜市

## ●具体的な取組内容

### 業務の標準化

- ケアマネジャーの業務の標準的なマニュアル作成
- 事業所の業務の質を平準化

### 職員の待遇改善

- 売り上げの約50%を給与と設定
- 給与体系の構造を職員に明示。納得できる給与体系を作成。

### ケアプランデータ連携システムの活用による業務効率化

- 職員及び周辺事業所にケアプランデータ連携システムによる業務効率化等を説明
- 業務の役割分担と明確化を徹底。ケアマネジャーが相談援助業務に集中できるよう、事務員とケアマネジャーの業務を細かく切り分け。

## ●得られた主な効果

### 定量的な効果

処遇	基本給25%アップ
文書量	2,100枚/月→1,300枚に削減
提供票共有時間	半減
郵送料	1万円/月以下に削減
平均年収	令和4年度：427万円 令和5年度：451万円 令和6年度：491万円（見込み）
有給休暇取得率	70%以上



長谷川 謙二 代表

### 定性的な効果

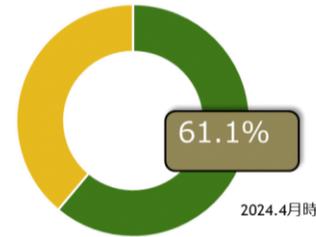
導入すれば非常に楽です。実際、60名ぐらいの方を連携した時、一気にでき、他のケアマネジャーも非常に驚いていました。



NPO特定非営利活動法人  
ゆうらいふ

地域包括ケアを提供する各種事業所展開  
滋賀県守山市

提供票交付総件数のうち



- 入力作業時間の削減
- 入力ミスによる返戻の減少
- 事務職員の負担軽減
- コスト削減（用紙代・郵送料）

### 実績入力作業時間

約18時間/1カ月 → **約10時間削減** → 約7.2時間/1カ月

### コスト（用紙代・郵便代）

約36万円/1年 → **約6万円削減** → 約28万円/1年

### 返戻件数（入力ミスによるもの）

74件/1年 → **25%削減** → 55件/1年

✓ケアプランデータ連携システムの導入により、ケアマネジャーの一人当たり担当件数が増え、売上も上がった。特に、月末月初の処理が各段に短くなり、時間の有効活用ができていたという声が現場からも上がっている。

✓法人内外で業務効率化のメリットが共有できており、今後も引き続き業務効率化に取り組もうという意識が醸成されている。

# ケアプランデータ連携システム利用に際しての事業所の問い合わせ例

Q	A
メリットがよく解らない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化・従業員の働く環境改善⇒心身負担が減少・柔軟な働き方⇒<b>従業員定着</b></li> <li>・間接的業務時間減⇒ケアマネジメント時間確保・研修等新しい学び時間確保⇒<b>介護の質向上</b></li> <li>・紙・通信・紙保管・紙廃棄費用等削減、ミス削減で返戻減⇒<b>経費削減・資金繰安定</b></li> <li>・報酬（逡減制緩和）増⇒<b>経営安定</b></li> </ul>
今の業務の流れを変えたくない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護情報基盤活用による被保険者のメリットを担保するためにも<b>利用は必須</b>になってくる</li> <li>・自事業所の生産性向上・従業員の働く環境改善のために事業所内で<b>手順や役割分担を改善</b>する</li> <li>・厚生労働省ホームページ内「ケアプランデータ連携を円滑に行うためのポイント集」を参照する</li> </ul>
連携する事業所をどう見つけるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・保健・医療の総合サイト「WAM NET」で利用している事業所の検索可能</li> <li>・事業所から取引のある事業所に連携可否について確認する</li> <li>・<b>フリーパスキャンペーン中であり連携したい事業所に気軽に声かけできる</b></li> </ul>
使っている介護ソフトが利用できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険中央会のホームページに対応している介護ソフト情報あり</li> <li>・事業所からそれぞれの介護ソフトのヘルプデスクに問い合わせをいただく</li> </ul>
使っている介護ソフトだと利用できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護テクノロジー導入・定着支援事業など補助金を活用して介護ソフトの入れ替えも検討できる</li> </ul>
始め方がよく解らない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国民健康保険中央会のヘルプデスクサポートサイト</b>を参照し、解らないときは電話問い合わせも可</li> <li>・事業所内のPCや介護ソフトの扱いに慣れている人材に「導入担当」「業務改善担当」を依頼 ⇒実施する際は事業所全体で対応</li> <li>・都道府県の介護生産性向上総合相談センター（ワンストップ窓口）などに相談</li> </ul>
既に利用している介護ソフト同士で連携できている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在利用されている介護ソフトとの併存が可能であり、使い分けいただければよい</li> <li>・今後、介護情報基盤にケアプラン情報を登録するためにはケアプランデータ連携システムが必要</li> </ul>



# 介護事業所の皆さんが実際にどう進めていくかのイメージ

## 事業所内部のアクション

### 【事業所内の業務フロー調整】

国民健康保険中央会のヘルプデスクサポートのホームページを参照しつつケアプランを集めるタイミングや送信する担当者・タイミングなどを事業所内で予め取り決める（手順書にする）



### 【利用申請の手続き開始】

国民健康保険中央会のヘルプデスクサポートのホームページを参照しつつケアプランデータ連携システムの利用申請手続き開始

### 【ケアプランデータ連携システムを利用してみる】

「〇月分のケアプランのやり取りから開始しましょう」と連携する事業所と取り決めて、小さな規模で利用開始！！



### 【事業所内の業務フロー調整】

最初に利用してみて上手く行かなかった部分を調整します

### 【仕事の質が向上する】

事務的な作業の時間が短くなったらモニタリングの時間を増やす、対応利用者を増やす、研修に行く、など様々な活動の時間を確保できます



## 対外的なアクション

### 【介護ソフト会社に調査】

利用している介護ソフトがケアプランデータ連携システムに対応しているか対応している場合はどのバージョン（V3かV4か）かを確認する



### 【連携先の事業所を選定】

利用者件数が多くコミュニケーションが取りやすい介護事業所で同時にケアプランデータ連携を試行的に行い合う連携先事業所を2~3選定



### 【介護ソフト会社に相談】

思うように連携ができなかった場合介護ソフトの利用勝手が原因の場合もあります

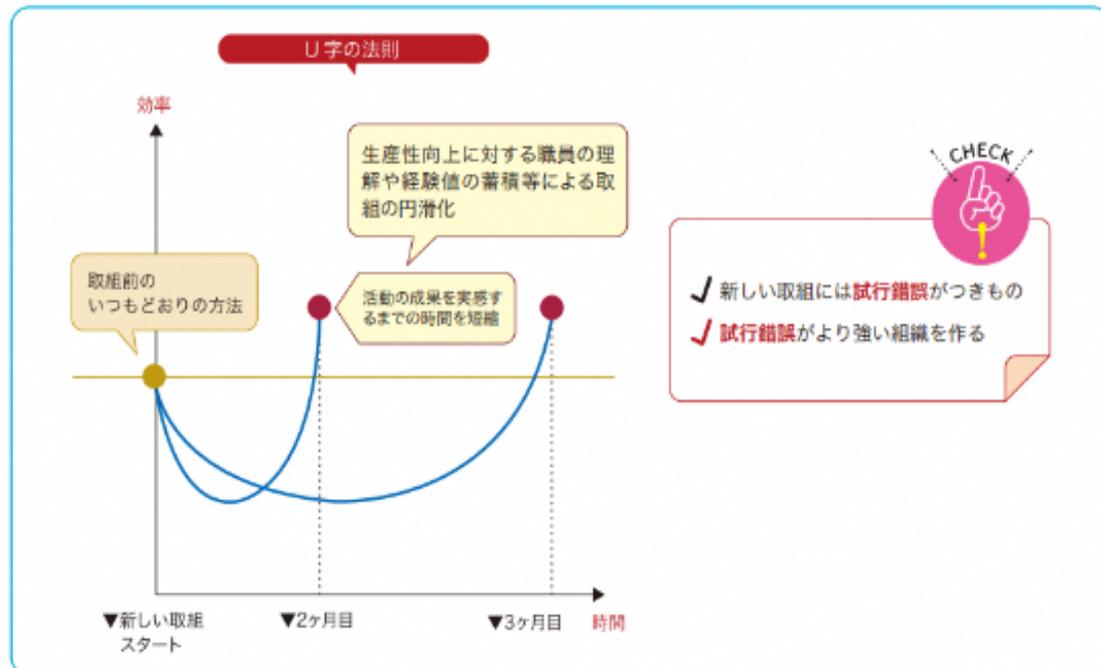
### 【連携先の事業所を増やす】

少し利用に慣れてきたら連携する事業所を増やしましょう！連携先が増えるほど事務的な作業時間が短縮されます

新しい取組だから最初は手間が掛かってしまうものですが、調整したり作業に慣れることで、しばらくすると、事務的な作業に掛かっていた時間が短く感じられるように！！

## U字の法則

実際の取組が始まると、通常は業務効率が下がることが自然です。これは、不慣れな介護テクノロジーの導入や、これまでと異なる業務手順により、試行錯誤が発生するためです。そこで思い出していただきたいのが、以下に示した「U字の法則」です。



出所：介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン

# ケアプランデータ連携システムを導入すべきポイント

- 介護情報基盤が令和8年度からスタートすることを想定すると（実際には自治体によりスタート時期はまちまち）、**本システムを早めに活用して慣れておき、介護情報基盤のスタートと同時に相互利用に取り組む**ことが望ましい。
- 本システムは、介護ソフトとの連携により、**業務効率化・経費削減が実現する生産性向上の強力なツール**です。各種補助金や報酬の条件にもなっており、**報酬面でのメリット・経営安定を得るためにも早期導入**が望ましい。
- 本システムは、単独での利用ではなく、取引のある各事業所同士の同時利用が最も効果的。**取引のある事業所とグループを作って協働化**を進めることで**地域全体の効率化**が実現。

同時に利用開始すると大変です。順番に対応しましょう

早く始めた事業所では生産性向上の効果も経営安定の効果も出ています

地域連携は重要課題です！  
広い視野で進めましょう

ご清聴ありがとうございました！

